

# 令和6年度 愛知県立中川青和高等学校 生徒心得（3年生用）

生徒心得は学校生活上及び学習上、生徒として守らなければならない規律であり、健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられたものです。

今後、本校の教育目的等に照らして、また、地域の状況や社会の変化を踏まえて、心得の見直しが必要な場合は、関係する生徒会常任委員会、生徒議会、PTA関係組織等をとおして適宜見直しを進めていきます。

## 1 登校・下校・授業時間について

(1) 所定の時間を原則とします。

50分授業時間（通常授業）

登校時間	8:30～
朝学習	8:40～8:50
ショートタイム	8:50～9:00
第1限	9:00～9:50
第2限	10:00～10:50
第3限	11:00～11:50
第4限	12:00～12:50
昼食	(40分)
第5限	13:30～14:20
第6限	14:30～15:20
終礼	15:20～15:30
清掃・部活動	15:30～17:00

45分授業時間

登校時間	8:30～
朝学習	8:40～8:50
ショートタイム	8:50～9:00
第1限	9:00～9:45
第2限	9:50～10:40
第3限	10:50～11:35
第4限	11:45～12:30
昼食	(40分)
第5限	13:10～13:55
第6限	14:05～14:50
終礼	14:50～15:00
清掃・部活動	15:00～17:00

定期考査時間

登校時間	8:30～
朝学習	8:40～8:50
ショートタイム	8:50～9:00
第1限	9:00～9:50
第2限	10:05～10:55
第3限	11:10～12:00

部活動等で顧問付添いの時の下校時間については原則として、4月～10月は午後6時、11月～3月は午後5時30分とします。

- (2) 通学途中においては、公共のマナーを守り、本校生徒の名に恥じる言動や行動・態度をとらないようにしましょう。
- (3) 登校時から下校時までには許可なく校外に出ることは認めません。やむを得ない理由で校外に出る場合は、担任に届け、生徒指導部で許可を受けてください。
- (4) 下校の際は速かに帰宅するようにしましょう。
- (5) 交通マナー、公衆衛生、公共物愛護等公共生活に関するマナーを尊重しましょう。
- (6) 学校の校舎、備品、個人に貸与されるタブレット端末等、公共物は大切に扱きましょう。

## 2 授業について

- (1) 授業を大切にし、真剣な態度でのぞみましょう。
- (2) 予習、復習を行い、理解を深めましょう。

### 3 所持品について

- (1) バッグは学用品の持ち運びに適したものを使用してください。
- (2) 上履・体育館シューズ・グラウンドシューズは学校規定のものを使用してください。
- (3) 学用品は忘れずに持参してください。学用品の貸借は、紛失や破損などトラブルのもととなるため、やめましょう。
- (4) 勉学に不必要な物品、学校生活に必要なのない多額の金銭等は持参せず、友人との貸借はやめましょう。
- (5) 所持品にはできるだけ学年・組・氏名を明記しましょう。
- (6) 所持品を遺失した場合は速やかに生徒指導部に届け出てください。
- (7) 個人のスマートフォン等は校内での学習活動には使用しないため、校内での使用は原則として認めておりません。登下校の安全等のために持参した時は、校内に入る前に必ず電源を切り、バッグの中へ入れておきましょう。ただし、行事・授業支援・記録・緊急時等、教員による許可があった場合はカメラ機能を中心として使用を認めます。

### 4 許可事項について

#### (1) 休学、復学、転退学

所定の用紙に理由を明記し、保護者等関係者連署のうえ学校長に願い出てください。

#### (2) アルバイト

高校生の本分は学校生活にあるため、アルバイトは原則として禁止しています。ただし、家庭の事情等止むを得ずアルバイトをしなければならない時は、所定の用紙に記入し生徒指導部に必ず届け出て許可を受けてください。

#### (3) 自転車通学

希望者は、所定の用紙に記入し、担任をとおして生徒指導部に届け出て許可を受けてください。

傘さし運転は禁止です。雨天時も自転車通学をする場合は、雨ガッパを準備してください。また、自転車の二人乗り、運転中のスマートフォン等の使用、ヘッドホンの使用は禁止です。なお、自転車乗車時のヘルメット着用は努力義務となっています。

#### (4) 早退、外出、欠課

在校時、早退、外出、欠課の必要が生じたときは、スケジュール手帳の諸届欄に記入して担任に届け出て、その後生徒指導部で許可を受けてください。あらかじめ分っている場合は保護者等関係者より担任に届け出てください。

#### (5) 異装

病気・けが等でやむを得ず服装規定以外の異装をする場合には、スケジュール手帳の諸届欄に記入し、担任に届け出て生徒指導部で許可を受けてください。

### 5 届出事項について

#### (1) 欠席、忌引、遅刻

あらかじめ分っている場合は、事前にスケジュール手帳の諸届欄に記入して担任に届け出てください。事前に届け出ることができない場合には、当日午前8時00分から午前8時25分の間に保護者等関係者から電話で担任へ届け出てください。

(2) 遺失物・拾得物

直ちに生徒指導部に届け出てください。

(3) 公共物破損・紛失

直ちに担任、部顧問等をとおして生徒指導部へ届け出てください。故意に紛失・破損した場合は、その一部又は全部を、現品又は金銭で弁償しなければならない場合があります。

(4) 変更届、異動届

氏名、住所、保護者等関係者等に変更、移動があったときは、所定の用紙に必要事項を記入して担任に届け出てください。

(5) 旅行及び学生割引証交付

生徒の旅行については保護者等関係者の同伴を原則とします。学生割引証が必要な場合は所定の用紙（旅行届、学生割引証交付願）に必要事項を記入の上、保護者等関係者が署名し、担任をとおして生徒指導部へ届け出てください。

(6) 交通事故・交通違反・変質者被害・補導等

直ちに担任と生徒指導部に届け出てください。

## 6 禁止事項について

次の事項は禁止します。

(1) 自動車・バイクの運転免許証の取得、自動車・バイクの運転、自動車・バイクの購入、友人の自動車・バイクへの乗車などの四ない運動違反。

ただし、卒業年次については、自動車学校入校を11月第2土曜日より許可しています。なお、詳細は別途指示します。

※ 四ない運動とは、高校生の生命を尊重し、交通事故死を減らすため、昭和57年に全国高等学校PTA連合会で決議された「三ない運動（免許をとらない、買わない、運転しない）」に「乗せてもらわない」を加えたものです。

(2) 未成年者入場禁止の場所、不健全な場所、不良交遊のきっかけとなる場所等の出入行為。

(3) 飲酒・喫煙、薬物の乱用。また、これらに関する物品の所持。

(4) スマートフォン等でインターネットを利用する場合における次のような行為。

ア 犯罪等に関与する行為

イ 学校の名誉を損なう情報を発信（書き込み）する行為

ウ 個人情報等をむやみに発信（書き込み）する行為

エ 著作権などを侵害する情報を使用・発信（書き込み）する行為

オ 他人を誹謗・中傷する情報を発信（書き込み）する行為

カ 無責任に不正確な情報を発信（書き込み）する行為

※ 上記のような行為に対し、学校で対応が難しい事案については、警察と連携する場合があります。

## 7 特別指導について

以下のような問題行動を起こした生徒に対しては、これまでの生活を見直し、今後の学校生活をより良いものとするため、特別指導を実施します。特別指導には、厳重注意、訓戒、学校や家庭での謹慎などがあり、保護者等関係者にも来校いただき、生徒と同席の上で実施します。

ア 教師への暴力、暴言、指導拒否

イ 情報モラル違反（PC・スマートフォン等による誹謗中傷や個人情報流出等）

ウ 無断アルバイト

エ 怠業

オ 不正行為、不正行為に準ずる行為

カ 家出

キ 迷惑行為

ク 四ない運動違反（上記6(1)を参照）

ケ 無免許運転

コ 飲酒（同席含む）

サ 喫煙（同席含む）

シ 深夜徘徊

ス 不健全娯楽場出入（遊技場など）

セ 暴力行為（一方的な暴力行為の立ち合い含む）

ソ 器物損壊

タ 恐喝

チ 万引き、万引き以外の窃盗

ツ その他の不法行為・犯罪行為等

※ 不法行為・犯罪行為が確認された場合は、警察と連携する場合があります。また、被害者の心情を優先して対応します。

※ いじめとして確認された行為については、事実関係を確認し、必要に応じて指導を実施します。

## 8 忌引について

(1) 日数は次のとおりです。欠席にはなりません。授業は欠課となります。

死亡した者	忌引の日数
父母	7日
祖父母	3日
兄弟・姉妹	3日
伯（叔）父・伯（叔）母などの3親等	1日

(2) 次の場合も忌引として扱います。

ア 父母の祭日（法事）1日

イ 遠隔地での葬儀（(1)に該当する葬儀）に参加する場合の往復の日数

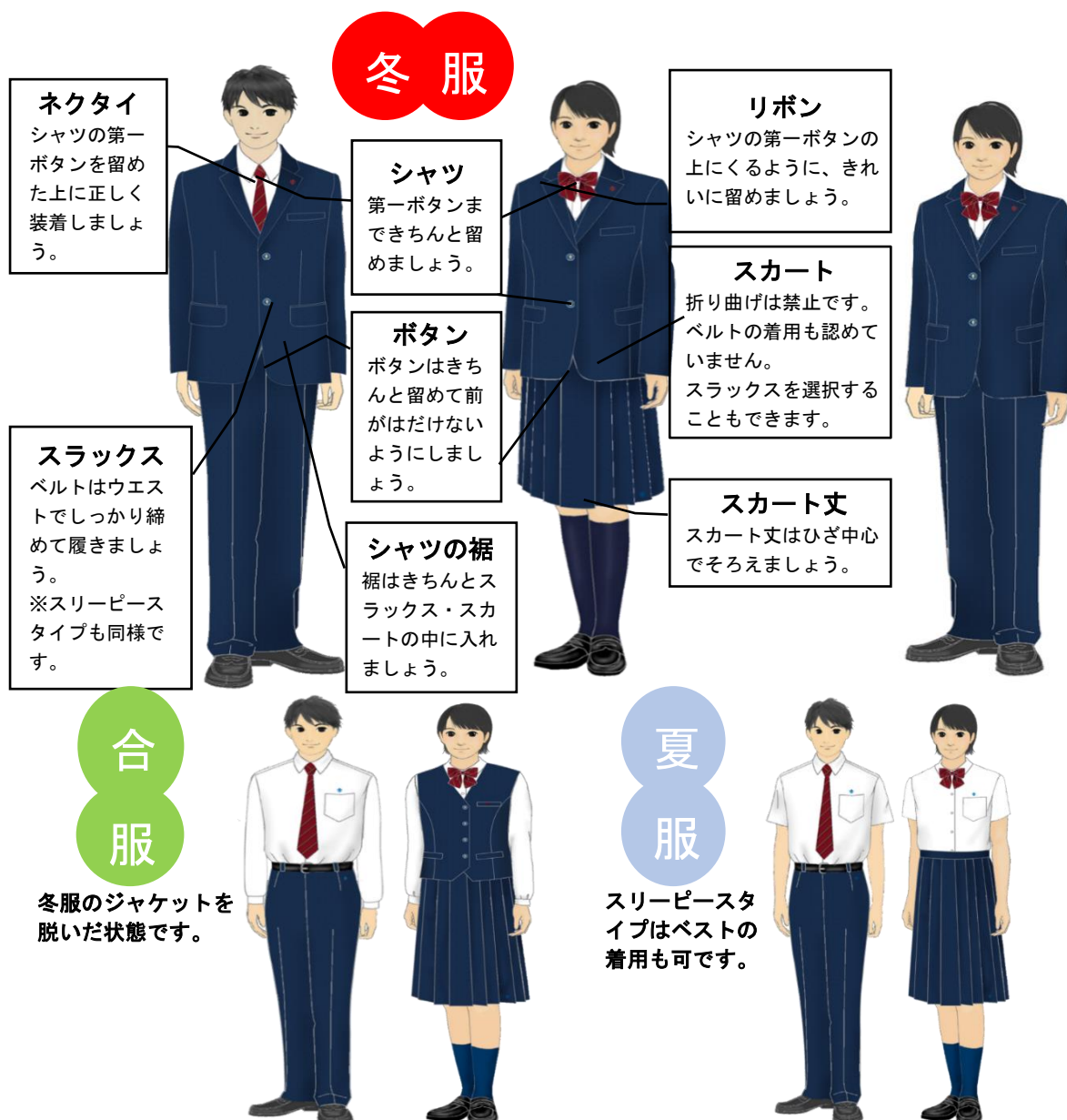
## 9 服装等について

服装は自己の人格・教養の現われとも言われます。高校生としての品位を保ち、学校に対する愛着と誇りをもって、通学の場合はもとより、それに準ずる場合においても、以下に定める服装を着用してください。その際は、質素、端正に心掛け、流行、華美、風変わりなものは避けて、よき校風の樹立に寄与するよう心掛けてください。

### (1) 着用の仕方について

天候や気温の寒暖に合わせ、冬服・合服・夏服を自由に着用できます。5月1日から10月31日までのクールビズ期間については、ネクタイ・リボンを外し、シャツの第1ボタンまでは外してもよいこととします。ただし、下記の式典時及び学校・学年・クラス等で指示がある場合には、その指示にしたがってください。なお、スリーピースタイプ制服についてはスラックスも選択できます。

冬服着用の式典：1学期始業式・2学期終業式・3学期始業式  
表彰式・卒業式・3学期終業式



(2) 靴下について

華美なものは避けましょう。なお、装飾の無い肌色又は黒のストッキングの着用も可とします。

(3) 通学靴について

華美でない革靴・運動靴とします。

(4) 防寒着・防寒具について

着用期間は気候に合わせて別途指示を出します。

防寒着・防寒具着用時は必ずベスト（スリーピースタイプ着用者のみ）、ジャケットを着用してください。

スカートからはみ出るようなハーフパンツ、ジャージの着用は認めません。

ア セーター・カーディガンの着用について

(ア) ネクタイ・リボンを着用しているため、Vネックのセーター・カーディガンを着用してください。

(イ) 色は、紺・ベージュ・黒・グレー・白・茶の無地のものとします。

(ウ) ジャケットを脱いで、セーター・カーディガン姿（羽織る・腰に巻くことを含む）での登下校・授業中・教室移動は認めません。

イ 冬服の上に着用できる防寒着について

(ア) 羽織るタイプのもので着用してください。

(イ) 色は、黒・紺・茶・ベージュ・グレー・カーキ・白を基調とした華美でないものとします。

(ウ) 体育時に使用しているウインドブレーカー、及び、部活動で統一されている防寒着の着用は認めます。ただし、フルオーバーパーカータイプのは不可とします。

(エ) 体育時に使用しているウインドブレーカーのみ校内での着用を認めます。

ウ マフラー・ネックウォーマーについて

登下校時のみ着用を認めます。

エ タイツについて

模様が目立たない黒色の厚手のものとします。

## 10 頭髪等身だしなみについて

(1) つねに清潔、端正を心掛けましょう。

※ パーマ、ヘアアイロン等によるカール、エクステ、逆立て、編み込み、染色、脱色等の加工、極端な刈り上げ等の奇抜な髪形は禁止とします。

(2) 化粧、マニキュア、カラーコンタクトやピアス・ネックレス・指輪などのアクセサリー類の着用は認めません。

※ 外国にルーツをもつ生徒で伝統・文化や習慣について本校の生徒心得と一致しない部分がある場合は申し出てください。

## 11 校外生活について

(1) 外泊や友人を泊めることは控えましょう。止むを得ない場合は双方（泊まる人・泊める人）保護者等関係者の許可を受けましょう。

(2) 補導の対象になるため、夜11時以降の深夜の外出はやめましょう。

(3) 公共の場（列車・バス内、病院等）でのスマートフォン等の使用・通話については、ルール・マナーを守りましょう。